

平成 3 1 年

第 4 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

平成31年第4回立川市農業委員会総会日程

日時 平成31年4月25日（木）午後3時

会場 208及び209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第2号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 5 その他
- 6 閉会

平成31年第4回立川市農業委員会総会

平成31年4月25日(木)

立川市役所208及び209会議室

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 粕谷秀夫君 | 10番 | 原島和也君 |
| 2番 | 鈴木豊君 | 11番 | 岩田安雄君 |
| 3番 | 金子波留之君 | 12番 | 粕谷久敬君 |
| 4番 | 内野英樹君 | 13番 | 長泉芳雄君 |
| 5番 | 鈴木和昌君 | 14番 | 清水一幸君 |
| 6番 | 小峰喜昭君 | 15番 | 藤野浩司君 |
| 7番 | 山下明君 | 16番 | 馬場宏君 |
| 8番 | 島田加美君 | 17番 | 梅田守男君 |
| 9番 | 横幕玲子君 | | |

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

主査 東深澤 貴行 君

主任 横井 雅司 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。桜の花も散って、今は、立川市の街路樹などもハナミズキが満開ということで、きれいです。今日は湿度が高く 70% ぐらいで、ちょっとむしむしするような陽気ですけれども、夕べからの雨もいとお湿りですが、農作業が大変忙しくなる時期でございますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、我が立川市の農業の生産組合の総会が全て終了いたしましたして、懇親会も市長さんを迎えて大勢の方々でできましたことを厚く御礼申し上げたいと思います。

また、先だって、全国情報会議が椿山荘で行われましたけれども、これも盛会にできまして、また、終わった後、大学の先生の講演がございました。これからの農業のいろいろな問題について、講演を聞かせていただきましたが、中国が大変だ、すごいようなお話でしたけれども、ぜひこれからも東京農業がますます発展することを祈っております。

また、特定生産緑地の手続きの説明会ということで、皆さんに封書で行っていると思うんですけれども、ぜひ返事を早く出していただきまして、6 日間にわたりまして市役所の 101 会議室で行われるわけですが、もし当日に出られないときには、ほかのところに出ていただいて結構でございます。それからまた、各地区に行っていると思うんですけれども、100% 出席ということはなかなか難しいのですが、ぜひ 100% が達成できるように、やっていただければいいのかなと思っております。特定生産緑地の申請をしないと、固定資産税が、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年で宅地化農地と同額になってしまいます。そうすると固定資産税も何千円だったのが何十万円となりますので、そういうことも各地区に戻りましたら、あまり説明会に出てこられないような方がおられましたら、ぜひ誘っていただいて来ていただいて、説明を聞いていただき、申請をしていただくように、今回は申請手続

きについてですから、農業委員の方は積極的に出ていただきまして、地区の指導者となってやっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより平成31年4月、第4回立川市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員の過半数が出席されておりますので、立川市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりでありますので、順次よろしく御審議のほどお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名ですが、17番の梅田委員と2番の鈴木職務代理にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項であります。 (1) 事務報告、 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出が、今回は1件でございます。一括して事務局から報告をお願いしたいと思います。局長。

局長 私のほうから2件の報告をさせていただきます。

まず初めに、報告事項 (1) 事務報告でございます。お手元の報告 (1) という資料をお目通しください。

4月10日 (水)、立川市農業経営者クラブ第49回総会。

4月11日 (木)、全国情報会議。

4月15日 (月)、現地調査。

4月16日 (火)、北多摩地区農業委員会連合会理事会・監事会。立川農業振興会議合同懇親会。

4月25日 (木)、平成31年第4回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

4月26日以降の予定でございます。

5月15日（水）、現地調査。農業委員会会長職務代理研究集会。

5月16日（木）、立川農業振興会議総会。

5月17日（金）、東京都農業会議平成31年度理事会・常設審議委員会。

5月24日（金）、第1回特定生産緑地指定手続き説明会。

5月27日（月）、平成31年度全国農業委員会会長大会。令和元年第5回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。第2回特定生産緑地指定手続き説明会。

5月28日（火）、第3回特定生産緑地指定手続き説明会。

5月29日（水）、平成31年度北多摩地区農業委員会連合会通常総会。

5月31日（金）、第4回特定生産緑地指定手続き説明会。

6月3日（月）、第5回特定生産緑地指定手続き説明会。

6月4日（火）、第6回特定生産緑地指定手続き説明会。

報告事項（1）は以上でございます。

続きまして、報告事項（2）でございます。お手元の横長の資料、第4回立川市農業委員会総会報告、こちらをお出しく下さい。報告事項（2）農地法第5条第1項第6号の規定によります届出が1件ございます。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在でございますが、幸町3丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑でございます。面積の合計は790㎡。転用目的は住宅用地でございます。周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件について、何か御質問等があ

りましたらお受けいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようであれば、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、今回は1件が出ておりますので、よろしく願いいたします。

なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や審議後に、議場にて制度の趣旨、農業継続などについての意思確認を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 私から御説明をさせていただきます。資料につきましては、こちらの農業委員会総会議案の横とじの資料をご覧ください。

現地調査を4月15日、申請者及び申請者の代理人の立ち会いのもとに、会長、山下委員、梅田委員、内野委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。今回は1件でございます。

議案第1号、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は上砂町4丁目の6筆。

略図1をご覧ください。略図1は自宅の北側に接し、玉川上水により南北に分断されて位置する農地で、ハナミズキ、モミジなどの植木が植え付けられておりました。一部空いている部分がありましたが、自家消費用のジャガイモを作付けする予定とのことで、肥培管理は良好でした。

農業従事者は、本人夫婦でございます。

議案第1号は以上でございます。

議長 それでは、調査を担当されました委員から補足説明をお願いいたします。補足説明、山下委員、梅田委員、内野委員の順番にいきたいと思います。

まず最初に、山下委員、お願いします。

7 番 こちらの方は、広大な農地を所有しております。植木の生産を中心に経営をしております。

略図 1 の間が抜けている部分については、水路と赤道が入っている部分でございます。

境界等もしっかり入っておりますが、玉川上水の北のほうの部分ですが、こちらには一部、プラスチック杭の表示があったんですけれども、そこは石杭にしてほしいということをご本人には伝えてございます。

あと一部、自宅に近い部分につきましては、少しごみというか、残骸等があった部分、それから隣の境の木がぼさぼさになっている部分については、きれいにさせていただけるように指導をしておきました。

以上でございます。

議長 続きまして、梅田委員、お願いします。

1 7 番 山下委員からも指摘がございましたように、自宅の北側のクランクになったところにごみが捨てられたような状態であったので、その辺が気になったところです。

それからあとずっと北のほうへ行って、略図 1 の 1 1 番のところは耕うんされてありまして、ここにサトイモ、ジャガイモ等を植え付けるという話でした。

境界石に関しましては何の問題もなく、木と木の間もトラクターがよく入っていて、きれいになっていたのも、何の問題もないと思います。

以上です。

議長 続きまして、内野委員、お願いします。

4 番 まず、自宅の裏ですね、モミジとハナミズキということで、かなりきれいに手入れされておりました。若干 2 本ぐらい枯れている木がありましたけれども、それは片づけるように指導しておきました。

それと、略図 1 の 5 5 番のほうですが、そちらもモミジと

ハナミズキということで、きれいにされておりました。

先ほど山下委員が言われましたけれども、境の杭がプラスチック杭ということで、その辺はかえるようにということで言っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件について、何か質問、確認等がありましたらお願いいたします。ありませんか。

私も立ち会っておりますので、今、3者から報告がありましたとおり、問題はございませんけれども、略図1の12番の手前のクランクになっているところが、一部ちょっと農地とは見られないような状態だったので、ここを注意しておきました。あとはよく整備されておりました。

それから、略図1の55番の玉川上水の北になりますが、ここは一部道路に面しているところは生産緑地の猶予制度を外してあるところなんですね。今、御報告がありましたように、境の杭がプラスチックだと、動いたり抜かれたりしますので、御影石の杭に入れかえてくださいということで、測量士さんも立ち会っておりましたので、測量士さんに、「はい、わかりました」ということでお約束していただきましたので、御了承願いたいと思います。

ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思いますので、申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 先日はお邪魔いたし、畑を見させていただきまして、ありがとうございました。広大な面積ですから、大変だと思えます。猶予制度を受けるに当たりまして、皆さん受けられる方はもう御承知だと思いますけれども、確認のために、ここへ来ていただいたわけですので、よろしくお願いいたします。

農業経営部会長と土地利用部会長がおりまして、こちらの2者から質問をさせていただきますが、簡単なことでございますので、よろしくと願いたします。

今日は大変お忙しい中をありがとうございます。

申請人には、相続税納税猶予制度について十分御理解していると思うんですけども、農業委員会総会において、その意思を改めて確認させていただきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

農業委員会といたしましては、相続税納税猶予制度が適正に運用されなければ、制度そのものが維持できなくなり、立川農業の発展はおろか、農地を存続させることすらできなくなってしまうと考えております。そこで農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

まず、農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をさせていただきます。

それでは、梅田農業経営部会長、よろしく願いたします。

17番 今日はどうも御疲れさまです。簡単な質問を2点ほどさせていただきますので、よろしく願いたします。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、さまざまな理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。そこで、確認させていただきます。

1点目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上の2点についてお答えください。

申請人 私は、父と共に三十数年、農業に携わってまいりました。今後についても、生涯にわたり農地の適切な肥培管理を行い、農業を経営していく所存であります。

また、家族についての協力ではありますが、同様であります。私には双子の長男、次男がおります。まだ大学生ですが、休みの日には手伝ってくれております。家族の協力、支援により、農業経営を継続していく所存でございますので、よろしく願いいたします。

17番 体に気をつけて、頑張ってください。

議長 続きまして、金子土地利用部会長、お願いいたします。

3番 本日は大変お疲れさまです。今のかぶるような質問もございましたけれども、一通り質問させていただいて、お答えいただければいいと思います。

立川市農業委員会では、各市の農業委員会と共に、この制度が存続されるようさまざまな努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することができません。

適用申請農地は、原則として申請者本人が耕作を行う必要がありますが、障害を理由に、税務署と農業委員会の許可があれば農地を貸すことができます。ただし、主たる従事者が借受人となるため、次の相続のときに、生産緑地であるその農地の買取り請求ができないという覚悟が必要です。万一許可なく相対での貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加え納付することになりますので、御注意ください。

そこで、お尋ねします。農地の全てについて申請者自身で肥培管理を行い、農産物の生産をしていくことについてのお考えをお聞かせください。

申請人 相続税の納税猶予制度がなければ、都市では農業を続けられないと思っております。農地を無断で貸してはいけないこと、また許可を受けて貸した場合でも、次の相続のときに買い取り申請ができなくなるということも承知しております。今後も私自身で肥培管理を行い、家族の協力のもと、農業経営を行っていくつもりであり、農地を貸すということは全く考えておりません。万が一、農業経営ができなくなった場合には、まず農業委員の皆様にご相談をしたいと思います。適切な肥培管理を心がけ、農業経営を継続していくつもりでございます。

3 番 ありがとうございます。納税猶予制度は単に相続税の軽減を目的としたものではなく、農業経営の安定と農業経営の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束いただきましたので、ぜひよろしく願います。体に注意して、夜は早く帰るようにすれば、随分長くできると思います。よろしく願います。

議長 ほかの委員で何か質問等がありましたらお受けいたします。ございませんか。内野委員。

4 番 事務局にも確認したいんですけども、今度、特定生産緑地になりますよね。その場合、番号1の5は土地の一部ということですけども、それは分筆しなくても大丈夫なんですか。

主任 今、内野委員から御質問をいただいた件なんですけれども、議案第1号の番号1の5に書かれている筆の一部についてのお話かと思われまます。こちらに関しましては、先だって都市計画課のほうからも説明がありましたとおり、この部分に関して、特定生産緑地申請時点で既に納税猶予を受けている部分が含まれているか否かというところになるかと思えます。特定生産緑地に移行時点で、既に納税猶予を受けられているというところに関しましては、現に筆の一部が生産緑地に指

定されており、そのまま特定生産緑地に移行という形式になるので、恐らく分筆のほうは必要ないと思います。また、特定に申請をされる時点で既存の生産緑地の更に一部を移行したいという場合は、恐らく分筆登記のほうは必要になるかと思われまます。改めてそういったところに関しましては、現状ではそういうふうなお話になっておりますけれども、都市計画課のほうに確認をさせていただきまして、総会もしくは全員協議会の場において回答させていただければと思います。

以上です。

4番 わかりました。

議長 生産緑地を受ける部分で道路に面しているところは外してあるわけですね。

申請人 今まで父親のほうは宅地化農地ということでした。

議長 宅地化農地だから、今度の生産緑地の分は全部受けたということなんですね、玉川上水の北側部分は。

申請人 一応考えとしては、番号1の5と6の全体を特定生産緑地として申請しようかなと考えております。

議長 猶予制度を受けてあっても、特定生産緑地の申請をしないと駄目ですからね、お間違いのないようお願いしたいと思います。

それから、先ほど私のほうからも委員に説明をしたんですが、杭の問題なんですね、第三者の畑との境のプラスチックの杭と、玉川上水寄りの道路の縁もプラスチック杭だと思ったんですが、あれを御影石に入れ替えたほうがいいですよ。測量士さんが立ち会ってましたし、奥様もいたので、お話ししました。それは動いてしまうから、隣接しているところは、また未来に問題があると大変ですから。

申請人 按分して直線にした部分がありますので。

議長 隣の方が難しい人だと、いろいろ揉めたりしますから、そういうところのトラブルは嫌ですから、そういうところは先にちゃんとしておいたほうがいいかなと思うんです。

申請人 わかりました。

議長 ほかに質問はございませんか。

……質疑なしの声

議長 質疑がないようですので、私から申請人をお願いしたいと思います。

この封筒に入っていますが、相続税納税猶予に関する適格者証明について、今、両部会長からお話がありましたけれども、もう一度家に帰りまして御家族で、納税猶予制度というのはこういうものなんだということで御理解してもらって、説明していただければと思います。奥様にもよく言っておきましたから、よろしくお願いしたいと思います。

今日はありがとうございました。これで結構でございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は8件出ておりますので、8件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 引き続き、議案第2号の資料をご覧ください。

現地調査を4月15日、申請者の立ち会いのもとに、会長、馬場委員、清水委員、内野委員、鈴木和昌委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

今回は8件でございます。番号に沿って御説明いたします。

議案第2号の1、農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については、栄町2丁目の5筆、栄町3丁目の6筆。略図1をご覧ください。2枚めくっていただいたも

のが略図 1 になります。略図 1 は自宅の南に大きく広がる農地で、モミジ、モチ、ゴヨウマツ、センペルセコイア、ダイスギ、ケヤキ、シラカシ、ヤマボウシなど多品種の植木生産がされておりました。取り引きは主に造園業者とのことです。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、本人夫婦と子どもでございます。

議案第 2 号の 2、農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については栄町 2 丁目の 5 筆。略図 2 をご覧ください。略図 2 は国分寺市との境界近く、高木通り沿いの自宅南側に位置する農地で、ナシ、キウイ、スモモなどを中心にラズベリー、ブルーベリー、カキなど多品種の果樹が栽培されておりました。

生産物は庭先での直売のほか、契約出荷も行っているとのことです。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、本人と子ども夫婦と孫でございます。

議案第 2 号の 3、農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については幸町 5 丁目の 2 筆。略図 3 をご覧ください。略図 3 は幸小学校の西側に南北に広がる農地で、中間が宅地化され、分かれて存在しておりました。ヤマボウシ、ソヨゴ、ジューンベリー、イタリアンサイプレスなどが植え付けされておりました。

生産物は主に造園業者への出荷でございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、本人夫婦でございます。

議案第 2 号の 4、農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については砂川町 5 丁目の 3 筆となります。略

図 4 をご覧ください。略図 4 は平成新道と五日市街道の間に位置する農地で、自家消費用として、ナシ、ウメ、キウイのほか、ネギ、キャベツ、タマネギ、ヤツガシラなどが作付けされておりました。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と子どもでございます。

議案第 2 の 5、農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については、砂川町 4 丁目の 1 筆と砂川町 7 丁目の 4 筆でございます。略図 5 をご覧ください。

略図 5 - 1 は玉川上水と西武拝島線の間で東西に位置する農地で、6 棟のハウスには、トルコキキョウ、キンギョソウ、ツリガネソウ、アスター、アザミなどの花卉のほか、露地にはアカジソやワケギ、ノラボウナなどが作付けされておりました。

次に、略図 5 - 2 をご覧ください。略図 5 - 2 は武蔵村山市との境界近くに広がる農地で、ネギ、エシャロット、ニンニク、ハクサイなどが作付けされておりました。

生産物は主に直売所での販売でございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、本人と子どもでございます。

議案第 2 号の 6、農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については、一番町 2 丁目の 1 筆と 3 丁目の 1 筆でございます。略図 6 をご覧ください。略図 6 は五日市街道松中団地交差点近くで南北に分かれて位置する農地で、南側はネギ、サヤエンドウ、北側は一面にコムギが植え付けられていました。コムギは緑肥として畑にすき込むほか、青梅の市場にも出荷、野菜は直売を行っているとのことでございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者夫婦でございます。

議案第2号の7、農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については、西砂町1丁目の4筆、西砂町6丁目の2筆となります。略図7をご覧ください。

初めに略図7-1ですが、自宅の南に隣接する農地で、主にコマツナ、ハウレンソウ、ナス、ピーマンが作付けされておりました。中央の農地は周囲にウメが植栽され、中心部は整地されておりました。さらに道路を越えて南側の農地にはネギが植え付けられておりました。

略図7-2をご覧ください。略図7-2は松中団地の南側に位置する農地で、コマツナ、ハウレンソウが植え付けられ、団地西側の農地には、コマツナ、エダマメが植え付けられておりました。

生産物の出荷先は市場ですが、腰痛が悪化して入院していたこともあり、出荷、作付けも不十分でした。

農業従事者は、申請者本人でございます。

議案第2号の8、農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については西砂町5丁目の1筆でございます。略図8をご覧ください。略図8は自宅の北に隣接する農地で、育苗用ハウス1棟のほか、ジャガイモ、ネギ、ハウレンソウなどが作付けされておりました。

生産物は主に庭先販売とのことです。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と子どもでございます。

説明は以上です。

議長 それでは、調査を担当された委員から、順次補足説明をお願いいたします。補足説明、番号1と2を私、番号3を金子委員、番号4を馬場委員、番号5を清水委員、番号6を内野委員、番号7を鈴木和昌委員、番号8を粕谷久敬委員の順に

いきたいと思います。

まず、番号1と2を私のほうから報告させていただきます。

この方は植木生産と造園をやっておりまして、大変広大な面積です。真ん中にあるのは緑道、栄緑地になっておりまして、南北にある農地でございます。この方は大変きれいに耕作されておりまして、問題のあるところはございません。杭等の境はよくできておりますので、議案第2号の1は問題ないと思います。

それから番号2ですが、この方は果樹の栽培をしております、南北に細長い農地でございます。御報告があったとおり、ナシをここで補助事業を使いまして抜根をいたしまして、新しいナシの生産技術を取り入れまして、新しい栽培方法をやるそうでございます。肥培管理も大変よく耕作しておりますので、問題ないと思います。

私からは以上でございます。

続きまして、番号3を金子委員、お願いします。

3番 番号3なんですけれども、訳があって15日に行けませんでしたので、別の日に本人を呼び出して、見てきました。もともとこの方は商売をされている方で、そのところが今は畑になっていますけれども、もとは山林であったところなんです、そこを整地して農地としてやっています。手が足りないときには親戚ということで、全部そこを一緒にやって、きれいにして、肥培管理もいいし、境界石もありますし、草もなく整然とやっている、出荷のほうも親戚のほうでやっていますので、問題はないと思います。

以上です。

議長 続きまして、番号4を馬場委員、お願いいたします。

16番 この方は高齢なので、主としてやっているのは息子さんなんです、息子さんもまだ現役のサラリーマンでありまして、農作業ができるのは、ほぼ土・日を活用してやっているということなんです。境界等の確認もできましたし、畑自体は本

当にきれいに耕作しておりました。先ほど次長も言われたように、ナシとかウメとか、果樹が何種類か植わっていました。あと空いている畑には、現地調査のときにも話をしたんですけども、これからの10連休で、ナス、トマト、キュウリ等を植えるということなので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 続きます、番号5を清水委員、お願いします。

14番 先ほど報告があったとおり、略図5-1のほうは多くのハウスが建てられていまして、トマト、それからネギの苗とか花の苗等が植え付けられていました。露地にはレタスやネギなどが植え付けられていました。肥培管理は良好でした。

略図5-2のほうは、ニンニクですとかネギが植え付けられておりました。こちらも肥培管理良好で、特に問題はありませんでした。

議長 続きます、番号6を内野委員、お願いします。

4番 まず略図の上のほうはノラボウナと緑肥としてムギが植えられておりました、大変きれいにされております。また、略図の下の方にある小さいところはネギが植わっておりまして、これからまたネギを広げていくという形でした。大変きれいにされていまして、特に問題はないと思われま

以上です。

議長 次に、番号7を鈴木和昌委員、お願いします。

5番 申請者は、先ほど次長がおっしゃられたとおり、腰痛が悪化しまして、昨年9月から12月まで入院していました。その間は近くに住んでいる妹さん夫婦が草退治をしていたんですが、なかなか進んでいなかったようです。年明けに退院してから、リハビリを兼ねて本人が耕うんを始めましたが、作付けが始められたのは3月になってからです。ただ、ニンジン等々の芽もちゃんと出ておりますので、草退治がちゃんと済めば、これからはできると思うんですが、これだけの農地を一人でやっていくのは大変なので、きれい片づけて、耕

うんしやすいようにしていただければと思います。

また、自宅の東側のところは、隣人のところとの境にシノが群生しておりまして、境界の石も見当たらないぐらいになっておりましたので、そこは話し合って、きれいに片づけていただきたいというふうに言いました。また、コンテナ等々が散乱しておりましたので、仕事のしやすい状態にするように注意しておきました。

以上です。

議長 最後になりました、番号8を粕谷久敬委員、お願いします。

12番 この方は85歳になる高齢の方で、息子さんと2人で作業をされております。畑のほうはきれいに耕うんされておりました。先ほど事務局のほうからお話があったとおり、ジャガイモやネギなどが一部に作付けされておりました。また空いているところは、これから夏用の野菜の苗を植え付けるという話をお聞きしました。野菜のほうは、先ほどありましたように、直売とあとは自家消費がほとんどだそうです。きれいに耕うんされておりました、問題はないと思います。

議長 ただいま説明がありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

ないようですので、私のほうから。議案第2号の略図7-1を見てください。鈴木和昌委員から報告がありましたとおりなんです、自宅のすぐ近くの畑の細長い部分ですけれども、隣接している右側のほうですが、畑のほうにシノがたくさん出てしまっているんですね、お互いに。だから、これはお互いに話をして、撤去したほうがいいのではないですかということをおっしゃいました。

また、先ほど鈴木和昌委員のほうから報告がありましたように、「境の石はどの辺ですか」と聞くと、「あの辺だね」とか「この辺だね」とか、あやふやなので、「それでは困るんですね」と言ったんですね。報告があったとおり、いろいろなものが散乱しているんですね。確かに農作業をやる

ときに、そこにポンと置いておけば、次をやるときに物置まで取りに行かなくてもいいのかなと思うけれども、整理整頓ができていないのかなと思いますね。

それで、猶予制度というのは、先ほども説明があったんですけども、何かがあったときに補助者がいなければいけないということなんです。助けていただけるような体制をとってもらって、ここで猶予制度の証明を出すわけですから、一人でやっていて大変だから、それで腰が痛いからといって、猶予制度を受けたのを草だらけにしておいてもいいのかということ、なかなか理由にはならないんですね。ですから、ぜひ家族の助けだとか、また、きょうだいとか親戚等がいなければ、申請を受け付けられなかったわけなんですよね。

そういう事情もあるわけですけども、あまりそれを強く言えませんが、何せかなりの面積がありますから、なかなか一人で耕作するのは大変なのかなと思います。この地区はみんな大きな農家でございますので、ぜひ体を早く治してもらって、やっていただけるようお願いしたいと思います。

竹藪みたいところは、ちょっと見てもらったほうがいいかもしれないですね。それは地元の委員にアドバイスしていただいていいと思うんですね。ぜひそこはよろしく願いしたいと思います。

ああいうような状態ですと、今、税務署が見回りなどしておりますから、そうすると指摘された場合に、農業委員会は注意していないんですかとか、証明書を出していますからということになると、今度は答えが出てこないの、そういうところは徹底したほうがいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

質問はございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証

明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、今回は1件が議題に出ておりますので、事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告いたします。今回は1件でございます。

議案第3号の1、土地の表示は西砂町3丁目の5筆となります。全体の面積が4,345㎡。申し出事由は故障でございます。証明内容が生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」となっております。

以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明、番号1を岩田委員、お願いいたします。

11番 番号1の1、2、3、4に関しては、たまたま私の隣地の土地でありまして、よく存じ上げています。現在93～94歳になるんですけれども、故障するまでは一生懸命やっております。現在は息子の次男を中心に耕作をやっています。ナシ、ブルーベリー等が作付けされているんですが、肥培管理は、悪くもなく、良くもなくというところです。

議長 ただいま説明がありました件について、何か質問がありましたらお願いいたします。

この方は、どういう故障ですか。

11番 歩行困難ということです。高齢で、93～94歳ですから、歩けないということです。

議長 家族の方は？

11番 家族は次男が耕作しています。

議長 やっているんですか。

11番 はい。

議長 4反ぐらいの広大な面積ですね。

1 1 番 番号1の3、1の4、ここは農道になります。

議長 特定生産緑地があるけれども、今度は全部……。

1 1 番 外してしまうのではないですか。もう決まっているらしいです。

議長 そういうことです。何か御質問はございませんか。

……質疑なしの声

議長 質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

本日の審議予定はこれで終了でございますが、質問などがありましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、この後、都市計画課から立川市特定生産緑地の手続きの説明会の案内と改善通知書についての説明がありますので、ここで暫時休憩をとって、その後、4時から再開させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

午後3時55分 休憩

午後4時00分 再開

議長 4時になりましたので、再開いたします。

ここで都市計画課のほうで人事異動がありまして、かわりましたので、紹介がてら御挨拶をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、お願いいたします。

課長 皆さん、こんにちは。今年度より都市計画課のほうにまいりました、都市計画課長の白坂でございます。どうぞよろしく申し上げます。

日ごろより立川市の生産緑地に関する取り組みに御理解と御協力を賜りまして、ありがとうございます。

また、都市計画課では、本年度より生産緑地の担当主査が

新たに配置されましたので、御紹介いたします。

主査 今年度から新たに生産緑地の担当主査ということで配置されました半貫と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議長 それでは、御説明をお願いいたします。

課長 本日は、都市計画課より2点御報告がございます。

1点目は、3月の農業委員会総会の際に御説明させていただきました、特定生産緑地指定手続きに関する説明会の開催についてでございます。

2点目は、特定生産緑地の指定に当たりまして、適正に管理されていない生産緑地につきまして、改善通知書の送付について、送付をすることになりましたので、その内容について、担当主査のほうより説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

主査 大変僭越ですが、座って説明させていただきます。

1点目です。今日は資料のほうを特に用意していないんですけれども、3月の農業委員会総会の際に御説明させていただきました、特定生産緑地指定手続きに関する説明会の開催について、改めて御説明をさせていただきます。本日付で広報のほうの7面にも掲載をさせていただきますして、またホームページのほうにも同じものを掲載させていただいております。

前回の説明でも資料でお知らせしましたとおり、生産緑地の代表者、所有者ですね、代表所有者の方々に説明会開催の御案内と参加申込書、参加申込書返信用封筒を送付いたしまして、4月12日付で送付させていただきました。改めての説明になりますけれども、参加申込書に、参加、不参加の意向と、必要事項を御記入いただきまして、5月14日火曜日までに、返信用封筒にて農業委員会事務局にお申し込みをお願いしたいというふうに思います。

特定生産緑地の指定申請の受け付けにつきましては、今年の8月ごろから10月ごろにかけて行う予定としており

ます。特定生産緑地の指定手続きに関する説明会では、手続きに必要な書類ですとか作成方法、指定までのスケジュールなどについて御説明する予定でおります。

開催日程につきましては、御案内のとおり、5月24日から6月4日まで、予備会を含めて全8回の開催を予定しております。開催時間は、8回のうち6回の本開催の時間が夜7時からです。予備会の2回につきましては午後3時からということになります。会場は全て立川市役所1階の南側にあります101会議室ということで予定しております。

会場についてですけれども、収容人数の関係から、対象者の方々のお住まいの地域ごとに分けさせていただいておりますけれども、各会及び予備会とも同じ内容を説明いたしますので、御都合が合わない場合は、ほかの地域の会に御参加いただいても結構ですので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、説明会の送付先は、代表者宛てというふうに御説明いたしましたけれども、御家族の方でも一緒に従事されていると思います。その方には周知が行き届かない場合もございいますので、その点は、周知啓発のほうの御協力をよろしく願いいたします。

続きまして、2点目でございます。適正に管理されていない生産緑地について、御説明させていただきます。

適正管理されていない生産緑地については、改善通知書というものを送付することになりましたので、御説明させていただきます。

特定生産緑地に指定するに当たりまして、現状調査をさせていただきましたところ、自宅などの駐車場ですとか通路として利用しているところ、また塀で囲まれた宅地の庭敷地に含めて使用されていたりですとか、農地以外の状態で使用されている生産緑地が確認されました。それらに該当する対象者につきましては、改善通知書を送付する予定でおります。通知が届いた方におきましては、3カ月以内に改善計画書を

提出していただくこととなります。今後、特定生産緑地の指定に支障となる状況にありますので、御注意をお願いいたします。特定生産緑地の指定告示までに改善が図れるよう、御指導、御協力をお願いいたします。

なお、改善されない対象者につきましては、毎年、改善通知書を送付する予定で考えております。今年は6月中旬ごろに通知を送付できるよう進めておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、2点の御報告でございます。生産緑地地区及び特定生産緑地制度に係る取り組みにつきましては、また引き続き今後も御協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 今、御説明がありましたけれども、何かお聞きになりたいことがありましたら。金子委員。

3番 今、改善通知書と言われたんですけれども、本人に行くということなんですが、農業委員の協力ということは、農業委員にもそのことは知れるんですか。本人に通知が行ったら、本人だけですよね。

主査 特定の方は、またお知らせするというのはなかなか難しいところもあるかなと思います。農業委員さんの範ちゅうで結構かと思います。ここは生産緑地なのに、ちょっと違うのではないかというようなところが、もしあればですけれども、ただいま調査した中では、たくさんあるということではないんです。全体で10件以下です。立川市のほうは申請数が非常に多いですけれども、その中でも本当の数%といったところでは。我々のほうが主体でやらせていただきますけれども、そういったところがあるということで御認識をしていただければというふうに思っております。

議長 私のほうから。今のは駐車場とか、そういうことだけれども、生産緑地ですから、農地として肥培管理とか、耕作ができない状態で、早く言えば雑草を生やしているとか、そうい

うところは基準はないんですか。

主査 先ほど御説明したとおりで、農地としてしっかり肥培管理をしていただくのは、もちろんだと思うんですね。それ以外というところで、全く違う用途で使われているところが対象になっております。その点について、今回改善をお願いしたいということです。

議長 どうしても生産緑地で手が回らなくて放っておくと、自然に木が出てしまったりということがあるんですけども、現地調査をしたときに、そういうところはどうなんですか。

主査 判断的には難しいと思います。休耕という考え方というのもありますので、どこまで許容するかといったところもあります。実際に農業委員さんのほうで御確認いただいて、また協力いただいて、改善をした場所もあったかと思いますが、そういったところは、一旦は出さざるを得ないかなとも思っております。

議長 生産緑地でそういうところがあって、特定生産緑地にしなければ、もう終わりのわけですから、5年後に宅地化農地になってしまいますと、固定資産税が相当な額になりますので、そのところを私は心配しているんです。現地調査をしても、地元の委員が大変苦勞をしているわけなんです。それで、何かあったときに、我々はどこかへ行ってしまおうというわけにはいかないわけですから、そのところでのいい方法があればと思っております。

猶予制度を受けているところは基準がありますからいいんですけれども、納税猶予が打ち切りになったら大変ですから、そんなことで地元の農業委員もいろいろ苦勞されているわけです。

主査 基本的には、今後、特定に指定をしないということでは考えておりません、前提としては。改善計画書を3カ月以内に提出をしていただければ、基本的には認めていく方向でおります。それでも、改善する意欲がないというか、考えていな

いと言われてしまった場合については、これはまた話が変わってくるかなというふうに思っています。一生懸命改善しようと努力されている方々に対しては、当然それは指定をしていくという考えでおります。

議長 確かに一生懸命生産緑地できれいにして生産していて、あそこではこういうことをやっているけれども、あれでもいいのかということが出てくるんですよね。我々とすれば対等に見て、これでは駄目ですよというようなことを言っているわけなんですけれども。

それから、先だって説明会に来られなかった人に、地元の農業委員に、この方とこの方に言ってくださいということで電話連絡が来たんですけれども、その返事が来ましたでしょうか。

担当職員 意向調査のアンケートで返信のない方は、お送りした方の3分の1ほどは返ってきました。ただ、3分の2はまだ返ってきておりません。

議長 封書で5月14日までですが、今、半分ぐらいは来ておりますか。

主任 そちらに関しましては、427人にお送りさせていただいているんですけれども、100人を超える方にはお返事いただいて、9割以上の方は参加されるという返事をいただいております。

議長 わかりました。それで、説明会では申請の手続きの説明をしていただくわけですが、そのひな型みたいなものは渡していいわけですか。

主査 実際に提出していただくものは、その後、基準日到来通知とあわせて一緒に送付させていただく予定でおりますけれども、その説明会のほうでは、こういった書式が、後日、送られてきますので、こういうふうな形で書いてくださいといった記載例といったようなものをつくって、御説明するようなことで考えております。

議長　ほかに何か聞きたいことがありましたら御遠慮なく。粕谷久敬委員。

12番　実際の申請書というのはいつごろ来る予定ですか。

主査　予定ですけれども、先ほども申しましたとおり、8月から審査のほうを始めさせていただくという話をしましたので、1カ月ぐらい前までには、何とか皆さんのお手元に届けられるように準備をしていきたいというふうに考えております。

議長　ほかにございませんか。

平成4年に生産緑地法ができて、それが満30年になるわけですけれども、その後に追加申請して、1年、2年で、まだ30年に満たないものが毎年出るわけです。それは皆さん、個人のところに通知が行くわけですか。

主査　今回は平成4年の当初指定の方で、かつ平成5年とか平成6年に追加で指定されている方もおるかと思えます。そういった方は一緒にお送りするような形になるかと思えます。

議長　それでは、10年後にやった方にはまだ通知は来ないですね。結構あるんですよ。

担当職員　指定されている生産緑地の1割は、平成4年以外のもになりますので、その方はまだ大分先になってしまうんですけれども。

議長　わかりました。

ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」との声）

お忙しいところをどうもありがとうございました。よろしくお願いします。

〔都市計画課職員　退席〕

議長　それでは、全体的に質問がなければ総会を終了したいと思います。次回の総会は5月27日月曜日、3時から208・209会議室になっております。

それで、5月27日には、都内のシビックホールというところに千何百人が集合いたしまして、全国の会長大会があり

ますので、私はそちらに行かなければいけないので、鈴木職務代理に代行していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後 4 時 1 7 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員